

個別労働紛争解決制度説明の出前講座開設

～ いじめ・嫌がらせなどのトラブルの解決制度説明の**無料**講座 ～

秋田労働局 雇用環境・均等室

「パワーハラスメントが理由で退職したという労働者からの金銭請求は支払う必要があるのですか?」、「退職したくなかったのに、退職せざるをえない状況に追い込まれたので補償を求めたいという労働者からの金銭請求は支払う必要があるのですか?」など、職場で発生するトラブルに企業の対応が求められることが多くなってきています。これらのトラブルの解決では、当事者との十分な話し合いなどの企業努力が必要ですが、労働者とのトラブルの解決自体が本来の業務でないことなどを理由に、企業の担当者任せとなり、その結果、労働審判や民事訴訟になってから、企業としての対応の遅れに気がつくケースがあります。

このようなことから、秋田労働局雇用環境・均等室では、下記の期間、事業場・労働組合等向けに、パワーハラスメント対策・対応などといった、個別労働紛争解決制度を利用した解決方法の説明について出前講座を開催することとしました。

事業場の勉強会、地区の企業が集まっての講習会、系列企業の研修などで講座を無料で引き受けます。この講座をご希望される事業場は、別紙申込書により、FAXで申し込みください。

申込期間： H29.6.1(木)～ H30.2.28(水)

講座実施期間： H29.7.3(月)～ H30.3.30(金)

申込者： 各事業主(事業場責任者)・労働組合代表など

講座実施日： 申込希望日を参考に日程調整します

(※閉庁日及び平日 17:15 以降の講話は行いません)

目安時間： 要望により 1 時間程度

(※長時間や短時間の場合は別途ご相談ください)

講師： 秋田労働局雇用環境・均等室職員(主に労働紛争調整官)

講師費用： **講師費用無料**

資料費用： **パンフレット・教材無料**

講座場所： 事業場が希望する会議室、地区公民館など、社員

が集まる場所に労働局職員が出向き講話します。

労働安全週間などの企業行事の開催時でも講話することが可能です。

屋外、プレハブ等では電源が必要となるため別途ご相談ください。

参加人員： 参加人員 5 名以上から受付します。

申込方法： 別紙(裏面)「申込書」で FAXにて申し込みください。

なお、送信後、労働局雇用環境・均等室からの連絡調整によって日程が確定します。FAX送信しただけでは確約されません。

パワハラ対応・金銭補償と言われても、個別労働紛争解決制度も知らないしなあ…



秋田労働局 雇用環境・均等室 労働紛争調整官 貝田



〒010-0951 秋田県秋田市山王 7-1-3

秋田合同庁舎 4 階

TEL : 018-862-6684

FAX : 018-862-4300

個別労働紛争解決制度説明の出前講座

申 込 書

秋田労働局 雇用環境・均等室 行き
(FAX 018-862-4300)

事業場名・ 労働組合名	
所在地 (電話番号)	〒 - ()
代表者職氏名	
担当者職氏名 (電話番号)	()
開催希望日時	平成 年 月 日 午前・午後 時から (1 時間程度・その他)
実施場所	〒 -
参加人数	_____ 名
その他参考事項	

【お問合せ先】

〒010-0951

秋田県秋田市山王 7-1-3 秋田合同庁舎 4 階

秋田労働局 雇用環境・均等室 労働紛争調整官 貝田

TEL : 018-862-6684 FAX : 018-862-4300